

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年3月26日)

開催日及び場所		令和8年3月11日(水) 農産局第3会議室	
委員		塩幡勝典(公認会計士) 岩元昭博(弁護士)	
審議対象期間		令和7年7月1日～令和7年12月31日	
審議対象案件		121件 うち、1者応札案件6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件		5件 (抽出4%) うち、1者応札案件1件 (抽出率20%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率-%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	3件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約(企画競争・公募)	0件
		随意契約(その他)	1件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		[ ]	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第67回 令和8年3月11日）

意見・質問	回答等
<p><b>1 令和7年度輸入小麦中のカビ毒（麦角アルカロイド）の濃度分析業務（一般競争契約）</b>  <b>【食糧管理勘定：整理番号37】</b>            （業務概要）</p> <p>○本業務に関して、必要な資格等を有する者は何者くらいか。</p> <p>○分析は各社の特異性で、大きく異なる分析結果にならないのか。</p> <p>○分析のみではなく、採取業務も同じ業者でやれば値段を低くできるのでは。</p>	<p>○本事業は、国家貿易で輸入する小麦の安全性を確認するため、天然毒素の一つであるカビ毒のうち、成育中の、小麦等に麦角菌というカビが汚染して形成される麦角粒に産生するカビ毒である麦角アルカロイドについて、室間共同試験※により妥当性確認を行った分析法を用いて輸入小麦玄麦試料中の濃度を測定し、分析のためデータ等を蓄積している。</p> <p>今回の一般競争入札に対する応札者は2者であった。</p> <p>※複数の分析機関が、均質性が確認され安定している同一の分析用試料から小分けされた試料を、文書化された同一の分析法を用いて1回又は複数回定量し、その分析値から分析法の性能を評価する試験。</p> <p>○本業務では令和5年度に室間共同試験を実施し妥当性確認を行った分析法を用いるため、当時ご参加いただいた10者は資格を有すると考えている。</p> <p>○分析法を定めるとともに、厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関であること、麦角アルカロイド分析に関する実績を有すること等を資格要件としていることから、業者間で分析結果が大きく異なることは想定してない。</p> <p>○輸入小麦の荷役を行う保税エリアへの立ち入りと採取業務の両方が可能な業者はそれほど多くない。採取と分析を一体の業務とすると、入札参加可能な業者は2者程度となる可能</p>

	<p>性があるため、入札参加者を増やすことを目的として、採取業務と分析業務を分けている。</p>
<p><b>2 令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務（一般競争契約）</b>  <b>【食糧管理勘定：整理番号 57】</b>  （業務概要）</p> <p>○現在の輸入と別の産地や銘柄を選んだということか。</p> <p>○本検査業務は毎年行い、アップデートしていく業務か。</p> <p>○各国の安全性検査の基準は。</p> <p>○本業務、1回目入札で落札者が業務遂行困難で辞退（指名停止等一覧を参照）となり再入札となったが、落札金額の差はどうだったか。</p>	<p>○我が国では小麦の8割以上を輸入しており、主な輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいて輸入が滞る事態が生じた場合に備えて、代替輸入先国と考えられるサンプルをあらかじめ取り寄せて、小麦に含まれる重金属、カビ毒及び残留農薬等の安全性検査を行い、実態を把握している。</p> <p>今回の一般競争入札に対する応札者は2者であった。</p> <p>○通常は、アメリカ、カナダ、オーストラリアの西海岸側を産地とする主要銘柄を輸入。今回は代替輸入先国・産地を把握する観点から、フランス及びドイツを、アメリカ及びオーストラリアは通常とは異なる産地・銘柄の小麦の検査を行った。</p> <p>○本業務は輸入先国の多元化の観点から毎年実施している。検査結果については製粉企業とも共有しつつ、産地の情報をアップデートしながら、どの国や産地、銘柄が安全なのか、代替性があるのか、という点含め調査を続けているところ。</p> <p>○食品の安全性に関する基準は各国が決めるもので、国ごとに異なる。欧米は日本と同様に世界的な基準を踏まえてルールが設定されていることが多いと承知している。</p> <p>○結果として、再度公告入札の方が落札金額は高かった。</p> <p>当初の入札の落札者は、自社で対応出来ない業務を他社に再委託する前提で落札したが、再</p>

	<p>委託先が確保出来ず業務遂行不可能となり契約辞退に至った。</p> <p>当該事案を踏まえ、再委託先の技術面を確認する書類の事前提出とするよう規定を見直した。なお、再委託は、落札契約金額の半分以上超えられない要件となっている。</p>
<p><b>3 輸入米穀買入委託契約アメリカ加州産うるち精米中粒種 13,000 トン（指名競争契約）</b>  <b>【食糧管理勘定：整理番号 95】</b>  （業務概要）</p> <p>○本契約は毎回履行期間が1ヶ月くらいで毎月行っているのか。</p> <p>○同じような契約を年に何回も入札しているのか。</p> <p>○競争入札の有資格者は、年々増減があるのか、</p>	<p>○ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づくミニマム・アクセス輸入(MA)を、国産米に極力影響を与えないように、国家貿易で輸入をしている。国際約束数量は77万玄米トン(精米ベースでは約68万トン)。MAのうち一般米(以下「MA一般米」という。)については、指名競争入札に参加する要件を定め、基準(輸入実績、一定の資産等)を満たした輸入商社と買入委託契約を結び輸入し、一旦国が買い入れ在庫し、国内の実需者に売り渡している。</p> <p>本契約に関しては、令和7年度第6回入札(令和7年11月に実施)として指名競争入札に付し、応札者は7者であった。</p> <p>○履行期間はMA一般米の需要に間に合うように入札を設定している。アメリカ加州産うるち精米中粒種については、積み出し港のバースの空き状況を勘案し、40日前後で設定しているところ。</p> <p>○昨年6月末から入札を開始して、アメリカだけでなくタイやその他の国も含めて、MA一般米として計77万玄米トン、精米ベース約68万トンを満たすまで輸入をする。</p> <p>今年度はMA一般米入札でアメリカ加州産うるち精米中粒種を30契約締結している。</p> <p>○数年前ぐらいまで少し減少傾向だったが、そ</p>

<p>それとも完全に固まった数で変動がないのか。</p> <p>○有資格者一覧の米穀の産地国で、アメリカはどの者でも応札できるということか。</p>	<p>の後、10社程度で安定している状況にある。</p> <p>○アメリカについては、全ての有資格者が入札に参加する資格を持っている。</p>
<p><b>4 令和7年度輸入米穀に係る情報収集、試料採取及び残留農薬等分析業務（随意契約）</b>  <b>【食糧管理勘定（随意契約）：整理番号1】</b>  （業務概要）</p> <p>○随意契約になった経緯は。</p> <p>○当初の一般競争入札から履行期間が厳しかったのでは。</p> <p>○代替輸入先国の候補は。</p>	<p>○国が輸入するMA一般米は、近年、一部の特定国が輸入先国の大勢を占め、今後安定的に調達し続けるために、米の安全性が担保できる潜在的な輸入先国の多元化の確保が必要である。</p> <p>本業務は代替輸入先国のひとつと考えられるインド産の米穀を対象に、農薬の使用実態や残留農薬等に係る情報収集及び試料採取、濃度分析を行い、実態を把握している。</p> <p>今回は一般競争入札に対する落札者がなく、入札参加者1者との随意契約となった。</p> <p>○本業務では、業者自らがインド現地で精米工場を探し、残留農薬等の濃度分析を行う試料採取を行うため、実際に現地に入って業務遂行ができる業者が少なかったと考えている。</p> <p>また、試料採取・残留農薬等の濃度分析、情報収集の業務量について業者の負荷が大きく、応札が控えられたと考えている。</p> <p>○入札締切10月20日、契約期間3月27日までの一般競争入札を行ったが、業務内容を鑑みると今回の履行期間は業務スケジュールにあまり余裕がなかったと考えている。</p> <p>次年度は前倒しで入札公告が行えるよう、4月から入札に向けた調整を行う予定である。履行期間が長くなることで、参入業者の増加が見込まれるほか、現地で発生する病害虫の違い及びその防除に使用される農薬の差異、残留農薬の状況等、幅広い情報収集が期待できる。</p> <p>○インド、バングラデシュ、カンボジア等、米</p>

	<p>の生産量が多い国を本業務の調査対象として想定している。なお、外部委託を行う場合には、安全最優先のため外務省発表の危険情報等を参照し、紛争地域等の危険地域は対象外とする必要があると考えている。今後、省内関係者と協議し、当該調査の対象地域を検討していく。</p>
<p><b>5 農業共済再保険事務処理システムに係るクラウド移行及び移行後の運用保守業務（一般競争契約）【業務勘定：整理番号1】</b> （業務概要）</p> <p>○こういったシステムの更新サイクルは5、6年なのか。</p> <p>○1者応札について、どのように考えているか。</p>	<p>○農業保険法に基づく農業共済制度は、実施主体である農業共済組合及び農業共済組合連合会（以下「農業共済団体」という。）の事務処理の迅速化、適正化及び効率化を図るため、農業共済団体におけるネットワークシステムがあり、このうち国の段階にあるのが「農業共済再保険事務処理システム」である。</p> <p>農林水産省では令和2年3月に「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、共通基盤となる農林水産省クラウドを利用することを前提としたパブリッククラウドへ移行を推進しており、本システムにおいては、令和7年度においてクラウドに移行及び移行後の運用保守に係る業務の一般競争入札を行ったが、応札者は1名であった。</p> <p>○サーバ機器類は、新しくなるソフトウェアやサービス期間、サポートの期限切れとなるので5、6年の更新サイクルとしている。</p> <p>○本システムを構築してからクラウド化にすることが初めてだったので、これまでの保守のみの業者とは異なる対応をしていただく調達仕様書の作成作業について時間を要してしまった。</p> <p>公告の期間が11日間と短かったので、業者の目に多く留まる機会が無かったと考えている。</p>

○システム入札の公告期間は何日間か。	○通常のシステム保守の公告は31日間としており、次年度も同期間としている。
--------------------	---------------------------------------

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。